

令和3年3月31日

各自主防犯活動団体 代表者 様

市民生活安全課長

緊急事態宣言の解除に伴う自主防犯活動について（お願い）

日頃、防犯のまちづくりの推進に関し、格別のご理解とご尽力を賜り、厚くお礼申し上げます。

令和3年1月7日に発令された改正新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言は、同年3月21日に解除となりました。

しかしながら、新型コロナウイルスの感染拡大が完全に収束したわけではありませんので、下記のとおり自主防犯活動の自粛も含めた検討をしていただくとともに、実施する場合には、いわゆる3密にあたらないようにすることや、帰宅時の手洗い、うがいなどを徹底するのなど、細心の注意を払い、実施していただきますようお願いいたします。

記

- 自主防犯活動を行うにあたり、最も大切なのは「自らの身を守ること」です。
まずは健康に留意し、決して無理をなさらないでください。
- パトロールを実施していただく際には、活動前には検温を実施等する等の体調管理、マスクの着用、三つの「密」の回避、ソーシャルディスタンスの確保を徹底してください。
- 日常生活においては、手洗い、うがい、咳エチケットを徹底してください。

担 当 市民生活安全課
交通防犯係 伊藤、加藤
連絡先 048-829-1219
FAX 048-829-1969